

2022. 1. 20 第48回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第48回口頭弁論期日が終わりました。

被告は、私たちが求めていた、3ないし5号機の建設時に掘り下げた地面の底面、穴の周囲の法面の写真を、一部だと考えますが、任意に開示してきました。しかし、被告は、「本件文書には、著作権法上の著作物に該当するものが含まれるため、本件文書が頭書事件及び本案事件の訴訟行為に使用される場合を除き、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、本件文書の転載、複写、放映等を行うことを禁ずる」との条件をつけてきました。しかし、これらの写真は、建設時の底面や法面の写真です。著作権法上の著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条）ですから、今回、任意開示された写真、そして、以前、任意開示された写真は、そもそも著作権法が保護対象とする著作物にはあたらないと考えます。被告は、著作権にかこつけて、原子力発電所の安全性評価に不可欠な基礎地盤の断層に関する資料への一般の者からのアクセスを困難にさせ、安全性に関する適切な評価を妨げようとするものです。そのような態度は、原子力発電所の危険性を隠蔽しようとする態度にほかなりません。強く、抗議します。

それでも、今回、開示された写真は、訴訟上で使うことはできますから、専門家の方に見てもらい、どういう意味がある写真なのかを判断し、証拠として使えるようにしたいと考えます。

さて、私たちは、本日の口頭弁論で、被告が、浜岡原発4号機の敷地の基準地震動（水平方向）を1200ガルとしていることについて、低すぎるという主張を記載した準備書面を陳述しました。根拠としては、静岡県第4次地震被害想定調査の結果でさえ、1500ガルとしていることです。地震動の算出については、いろいろな計算方法があります。その中で、一番、安全側に、ということは、一番、大きな値になるような計算方法を採用することは当然だと考えます。

被告は、最近、津波高の想定については、現在の防潮堤の高さを上回る22.5mとの計算結果を公表しています。しかし、この想定も低すぎます。津波高についても、いろいろな計算方法があります。それぞれ、それなりの根拠がある方法ですから、被告の算定が根拠のないものだとは言いません。そうではなく、いろいろな算定方法があるのだから、一番安全側での方法で計算すべきだというのが私たちの主張です。

ところで、最近、世界各地で、火山が爆発しています。沢山の軽石が流れ着き、船の航行に大きな影響がでました。取水塔方式は全国でこの浜岡原発だけですが、

その取水塔の海水取り入れ口に軽石が入り込むおそれは常にあります。そうなれば、原子炉を冷やすことができなくなります。トンガでの火山の爆発も大きな被害を世界各地にもたらしています。日本に押し寄せてきた津波も、従来の想定方法では、予想できないものだったといえます。自然災害は、まだまだ人知の及ばないものと言わざるを得ません。いつどこで、どのような火山の爆発が起きるか分かりません。地震も同じです。予測は不可能です。

政府は、脱炭素、カーボンニュートラルということで、原発への回帰を言い出しています。しかし、原子力発電は、石炭火力発電よりも大きな害悪を自然界にもたらすものだとすることを忘れてはなりません。発電時に二酸化炭素がでないということだけ見ているではありません。

さて、南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にある浜岡原発を再稼働させてはならないことは、自明の理のはずです。福島原発の事故から11年が経過しようとしています。10年前のことを忘れてしまっている人たちも多くなってきました。この大災害を知らない若い人たちが増えてきました。多くの市民の皆様は浜岡原発の危険性を理解してもらわなければなりません。そのため、私たちは、来る5月14日の土曜日の午後に市民集会を開こうと計画しています。コロナ禍は心配ですが、5月にはほぼ終息していることを期待しています。

いつも言いますが、原発の再稼働を認めるかどうかは、人権問題です。私たちの訴えが人権問題であるということを裁判所が認め、上級裁判所や現在の政府に忖度することなく、判断してくれることを期待します。

弁護士 鈴木 敏 弘